



予防接種事務デジタル化について

令和8年8月19日(水)、24日(月)、25日(火)

予防接種事務のデジタル化にかかる説明会

花巻市健康こども部健康づくり課



Topics

1. 予防接種事務デジタル化の概要
2. デジタル化した際の運用方法
3. デジタル化に必要なタスクと予予・請求システムとの連携
4. 補助事業と厚生労働省が公開する情報
5. アンケートと今後のスケジュール

【用語の説明】

用 語	内 容
※1 予防接種対象者番号	予防接種法第54条に基づく、予防接種管理における個人を特定する番号。
※2 GS1コード	国際機関「GS1」が管理する世界共通の商品や事業所を識別するための国際標準コード。主なものとして、「GTIN（商品識別コード）」が幅広い業界で使用されている。
※3 予予・請求システム	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの略称。予防接種記録情報及び予診情報を管理し、ワクチンの接種費用の請求支払い処理を行う国の情報システム。
※4 集合契約システム	予防接種にかかる集合契約情報を管理するシステム。
※5 予防接種サイト	オン資NWと接続されている医療機関内の端末を用いて閲覧するサイト。予予・請求システムがサイトの画面を提供する。
※6 医療機関アプリ	医療機関が民間事業者の提供するアプリケーション等を通じて、予予・請求システムに接種記録を登録し、費用請求までを完了することができるシステム。予予・請求システムとの情報連携の仕様（入出力する情報の項目）は国において示しており、それに準拠している。
※7 オンライン資格確認等ネットワーク （以下「オン資NW」）	医療機関や薬局がマイナンバーカードを利用し、患者の資格情報をリアルタイムでオンライン確認するための専用ネットワーク基盤。

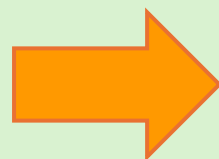
Topics

1. 予防接種事務デジタル化の概要
2. デジタル化した際の運用方法
3. デジタル化に必要なタスクと予予・請求システムとの連携
4. 補助事業と厚生労働省が公開する情報
5. アンケートと今後のスケジュール

予防接種事務のデジタル化とは？

— 期待される効果 —

- 予診情報の入力(市民)
- 接種記録等の入力(医療機関)
- 請求、支払い処理(医療機関、市)



これらの処理をインターネットを活用し、
電子で実施する仕組み

※厚生労働省の主導で進められており、全国でR10年
4月までの運用開始に向けて、準備を進めている。

① 自治体・医師会等協力団体・
医療機関の業務効率化

予防接種事務
デジタル化に
期待される効果

② 住民の利便性向上

③ データ利活用による
ワクチンの有効性・安全性の向上

ただし、これまで通り、すべて紙の
予診票を用いて予防接種業務を行うこ
とも可能です。
医療機関ごとにどのように対応をす
るか選択していただく必要があります。

デジタル化の対象となる予防接種

- 国が対象とみなすのは、**定期接種**（A類、B類）と**自治体からの助成がある任意接種**。
- ただし、自治体ごとにデジタル化の対象を設定でき、「A類のみ」、「A類＋B類」、「A類＋B類＋自治体助成のある任意接種」のいずれかから、**地域の実情に応じて調整し、決定する必要がある**。



花巻市においてデジタル化の対象となりうる 予防接種の種類(令和8年8月現在)

A類	B類	任意(市の助成あり)
ロタウイルス	季節性インフルエンザ	こどもインフルエンザ(未就学児～小学生)
B型肝炎	高齢者肺炎球菌	こどもインフルエンザ(中学生)
小児肺炎球菌	新型コロナウイルス	妊婦インフルエンザ
五種混合(ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、ヒブ)	带状疱疹(65歳)	おたふくかぜ
二種混合(ジフテリア、破傷風)		带状疱疹
結核		
麻しん・風しん		
水痘		
日本脳炎		
ヒトパピローマウイルス		
RSウイルス		

花巻市における
デジタル化の対象予定
(令和10年4月～)

現時点では、国のシステムが対応できていないため、システムの状況を見ながら対応を検討

デジタル化による医療機関側のメリット

- 請求事務の自動化

予防接種記録をデジタル上に入力することで、自動集計され、事務の簡素化が図られます。

- 誤接種の防止効果

過去の予防接種記録がリアルタイムで閲覧でき、接種間隔が規定よりも短い等の場合にはアラート(警告)が表示されるため、誤接種の防止効果が期待されます。

Topics

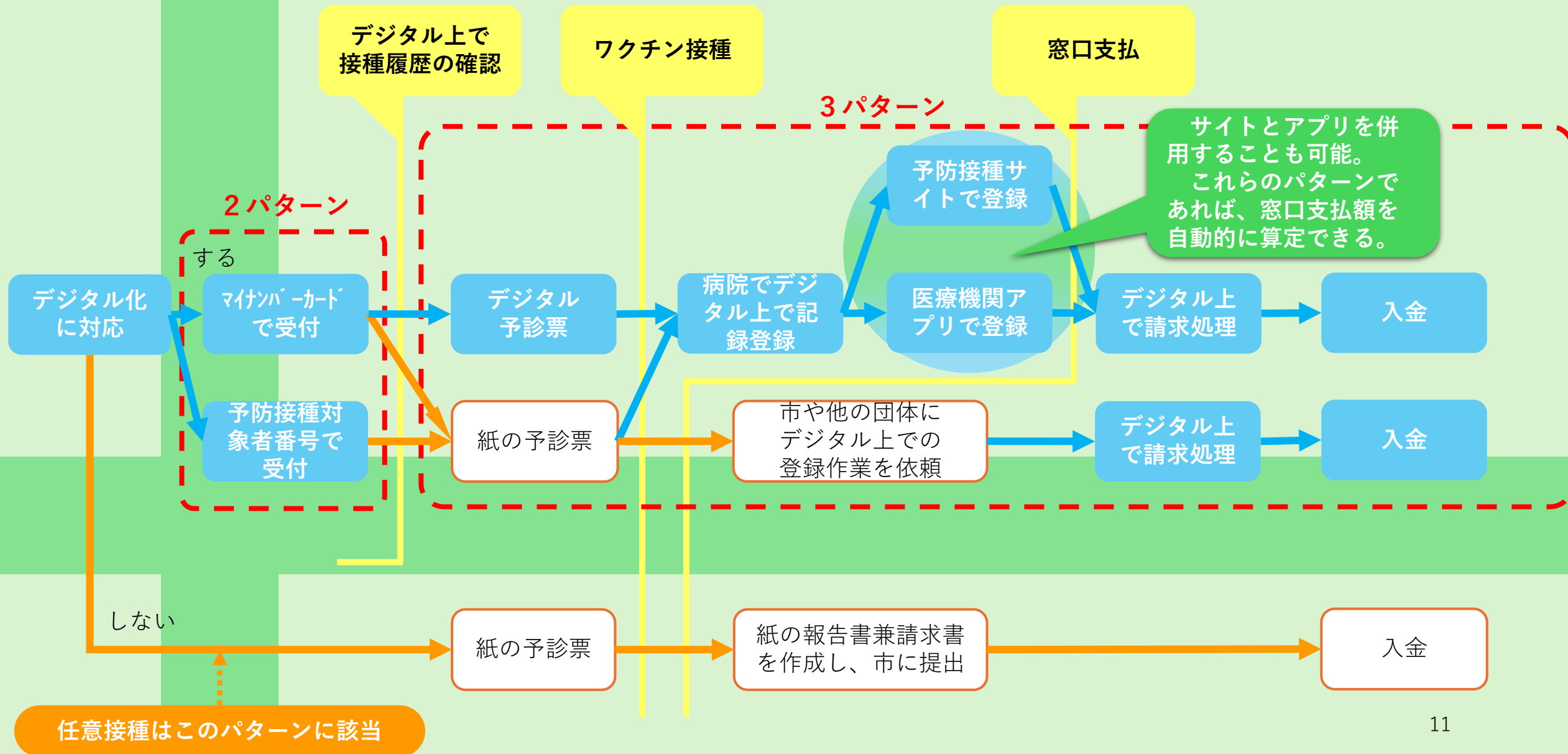
1. 予防接種事務デジタル化の概要
2. デジタル化した際の運用方法
3. デジタル化に必要なタスクと予予・請求システムとの連携
4. 補助事業と厚生労働省が公開する情報
5. アンケートと今後のスケジュール

デジタル化のポイント

- マイナンバーカードまたは予防接種対象者番号_{※1}での受付と資格確認
通常診療と同様に、マイナンバーカードを用いて受付及び資格確認を行います。ただし、マイナンバーカードを忘れた方に対しては、市が発行する予防接種対象者番号を用いて、受付及び資格確認を実施します。
※花巻市では、紙の予診票に予防接種対象者番号を印字する予定です。
- デジタル予診票の導入
接種希望の市民の方が、スマホのマイナポータルアプリ等、デジタル上で予診情報を入力することで、紙の予診票なしでの予防接種が可能となります。
- 記録・請求事務のデジタル化
予防接種記録をデジタル上に入力することで、国保連を通じて自治体へ請求できる他、被接種者(市民)への請求額も自動的に算定されます。

当面は「A類+B類」を想定

医療機関における全体フロー



運用フロー

予診票 入力

- ・マイナポータルに勧奨通知が届く
- ・マイナポータルから予診票を入力

病院の予約システム等とは連携していないため、病院への連絡等が別途必要です

①受付

- ・マイナンバーカードを利用し、本人(資格)確認

②診察

- ・端末で予診票の内容を確認し、医師による診察を実施

③ワクチン 準備

- ・GS1コードからワクチン情報(製品コード、有効年月日、ロット番号等)を読み取り
- ・取得した情報をもとに、予予・請求システム※3上でチェックされ、接種可否が判定

④接種

- ・接種可能と判定されたワクチンの接種を実施

⑤登録

- ・接種記録を登録すると自動的に(後述する)予予・請求システムに連携され、請求処理。窓口支払額が自動計算される

記録の 閲覧

- ・マイナポータルの予防接種情報一覧(過去)から接種記録を閲覧可能
- ・マイナポータルから予防接種済証をダウンロード可能

院内での運用フロー

予診票
入力

受付

診察

ワクチン準備

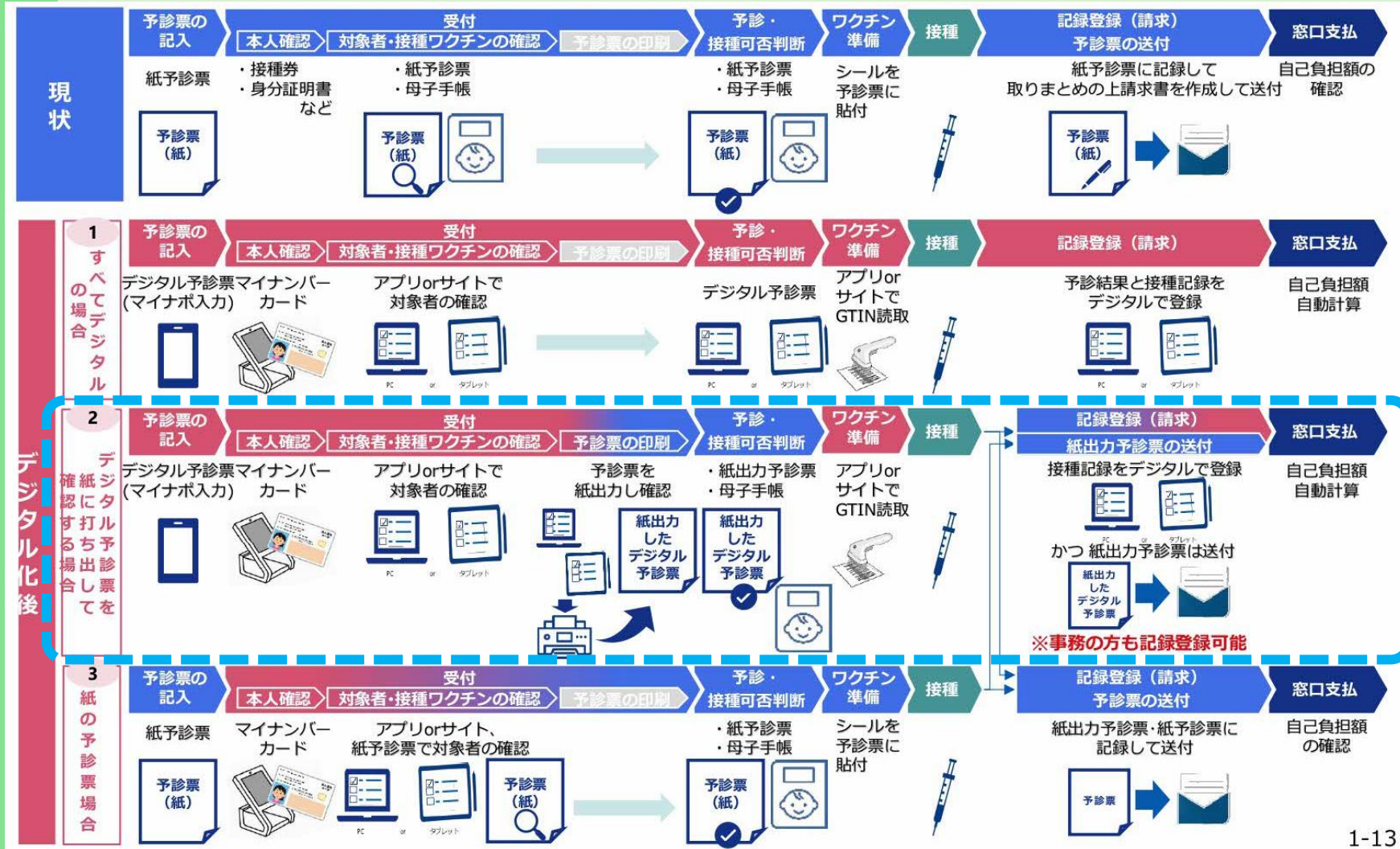
接種

登録

予防接種記録の閲覧

CMIC Trust株式会社のセミナー資料より引用

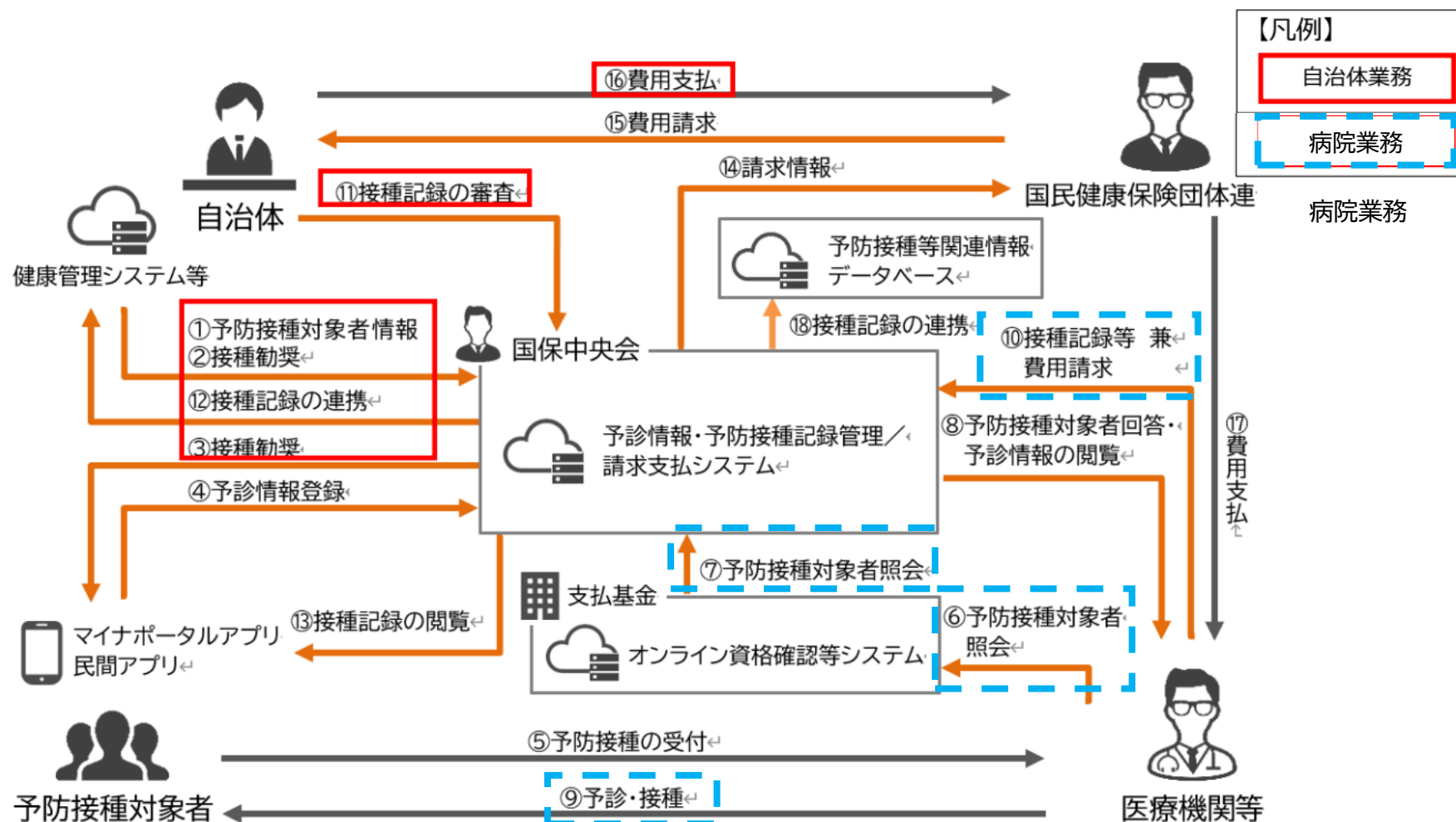
《参考》厚生労働省の資料より引用①



1-13

「2」のようにデジタル上に登録されている情報を「紙の予診票」としてプリントアウトし、使用することも可能です。

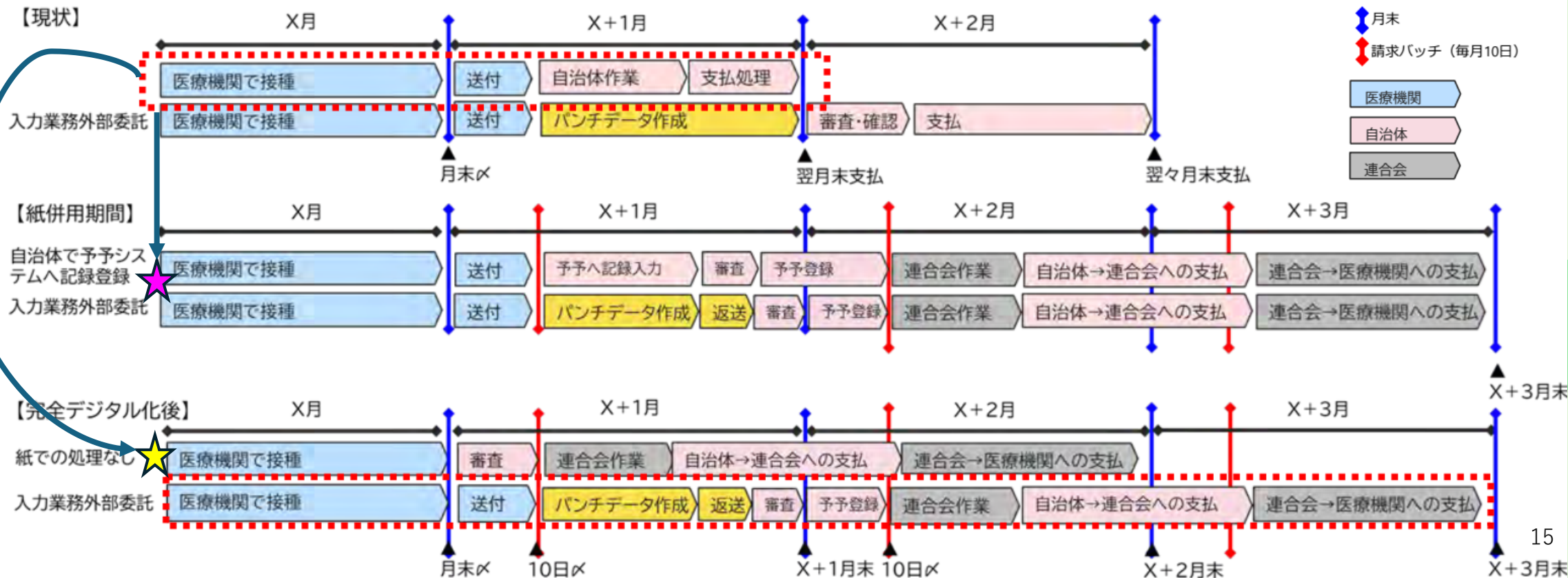
≪参考≫厚生労働省の資料より引用②



- 現状、予防接種費用の医療機関への支払いは、接種月（X月）の翌月（X+1月）末までに医療機関へ支払われるケースが多い。
（入力業務を外注する等で入力業務に時間がかかる場合は、翌々月（X+2月）末に支払われるケースもあると承知している）

★ デジタル化後は、診療報酬の支払いスケジュールと同様、X+1月の10日に月次締めバッチ処理を行うことから、医療機関でX月分の接種記録を入力（＝デジタル請求）する場合はX+2月末までの支払いが基本となります。

★ しかし、紙予診票の利用が一定数残る紙併用期間に、医療機関で接種記録の入力（＝デジタル請求）を行わず、自治体で入力作業を行う場合、後続作業（連合会及び自治体作業）を含めると、最大X+3月末の支払いとなります。



従来の方法とデジタル化の比較一覧

	従来の方法	デジタル化	
		デジタルと紙の 予診票のどちらも 対応	紙の予診票のみ対応
対象者	紙の予診票の人のみ	全ての市民に対応可能	紙の予診票の人のみ
接種記録	報告書を作成し、予診票と一緒に市に提出。	デジタル上で登録 または 市や他の団体に接種記録の登録を依頼	
請求方法	紙の請求書	デジタル上で請求	
入金時期	翌月末(+1月末)	デジタル上で登録した場合 → 翌々月末(+2月末) 市や他の団体に接種記録の登録を依頼した場合 → 国保連を通すため、 翌々月末または翌々々月末(+2月末or+3月末)	

Topics

1. 予防接種事務デジタル化の概要
2. デジタル化した際の運用方法
3. デジタル化に必要なタスクと予予・請求システムとの連携
4. 補助事業と厚生労働省が公開する情報
5. アンケートと今後のスケジュール

予予・請求システムとは？

- 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの略称。
- 予防接種記録情報及び予診情報を管理し、ワクチンの接種費用の請求支払い処理を行う情報システム。
- 従来、紙で行われていた予防接種関連の事務作業をデジタル化するためのシステムで、接種券や予診票の手書き管理、郵送による費用請求等の負担を軽減できます。
- 医療機関や自治体が接種記録をリアルタイムで確認・登録できるように設計されており、接種間違いや重複接種のリスクの低減が期待されます。

集合契約とは？

- 全国のあらゆる地域にお住いの誰もが利便性良く予防接種を受けられるように、自治体が全国の実施機関と効率的に契約する全国共通の仕組みの事です。
- 「医療機関等の実施機関の代表」と「自治体の代表」が、委任を受けた実施機関や自治体を代表して契約を行うので、実施機関、自治体がそれぞれ多数の契約を準備しなくてもよくなります。
- 集合契約には、実施機関や自治体によるグループの作り方で様々な種類がありますが、全国単位のものと都道府県単位のものの2つのパターンが主なものとなります。
- 予防接種事務のデジタル化にかかる集合契約は、全国単位の契約となります。

デジタル化に対応するためのタスク①

- 集合契約システム利用規約への同意
市から配布されるシステム利用規約同意書の内容を確認し、必要事項を記入のうえ、市に提出。(令和9年7月頃を予定)
- 予予・請求システムとの連携方法の選択(令和9年12月末まで)
予防接種サイト※5 or 医療機関アプリ※6 or サイトとアプリの併用
- デジタル環境の整備(令和9年12月末まで)
オンライン資格確認等ネットワーク※7(以下「オン資NW」)の整備、
端末の購入・レンタル 等

デジタル化に対応するためのタスク②

- 集合契約システム^{※4} 及び 予予・請求システムの管理者アカウントの発行
医療機関ごとに発行する必要あり。ただし、
集合契約システムの管理者アカウントを発行
することで、予予・請求システムの管理者アカ
ウントは、自動的に発行される。
(令和10年1月頃開始を予定)

- 予予・請求システムのユーザーアカウントの発行
(令和10年1月頃開始を予定)

※医療機関アプリを使う場合は不要

- 集合契約システム上で、取扱ワクチン、契約自治体(全自治体or個別自治体)の登
録及び接種委託契約委任申請(医師会等を通じて、全国の医療機関と自治体間で
予防接種業務の委託契約を結ぶもの)を行う。
(令和9年度末頃を予定。適宜メール等でお知らせします。)

		集合契約システム		予予・請求システム	
		管理者	ユーザー	管理者	ユーザー
自治体		●	/	●	●
医療機関	医療機関アプリ	●		●	/
	予防接種サイト	●		●	

医療機関アプリにて、アカウントを発行

予防接種サイトについて

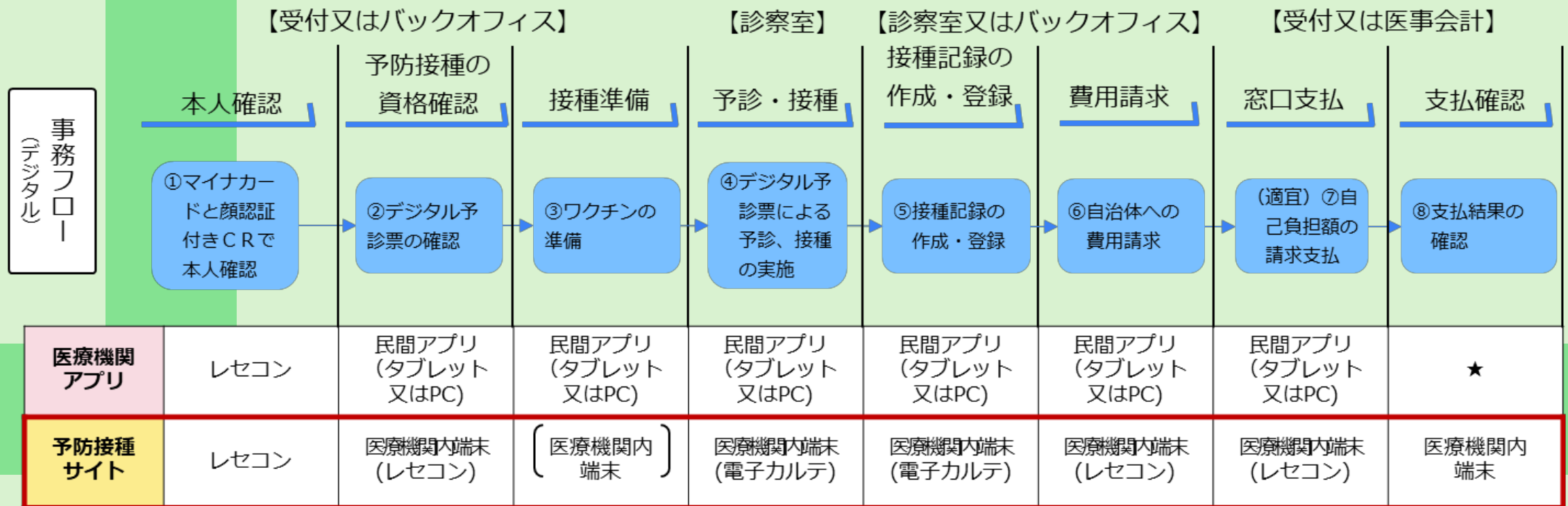
- 厚生労働省が用意したウェブサイトで、医療機関がオン資NWに接続された端末を使ってアクセスし、デジタル予診票の確認、接種記録の登録、費用請求の処理を行います。主な機能は次のとおり。
- 受付と資格確認：マイナンバーカードで本人確認を行い、接種対象者やワクチンの種類等を画面に表示。
- デジタル予診票の閲覧：事前に住民がマイナポータル等で入力したデジタル予診票の内容を閲覧。
- 接種記録の登録と請求の自動化：ワクチンのバーコードを読み取って製品情報等を自動入力し、接種後に記録を登録すると、窓口支払額が自動的に算定されます。

医療機関アプリについて

- 民間企業が開発、提供するアプリで、予防接種サイトに準じた機能を有している。なお、予防接種サイトとは異なり、通常のインターネット環境で利用可能。
- 令和8年8月現在、ベンダー企業4社が開発、提供している。なお、アプリの選定については、各自治体が行うことになっており、市では選定に向けて、各社アプリの機能、特徴、費用等の比較を行っているところ。
- 医療機関アプリには、システム構築費等の初期費用の他、月額利用料が発生する。ただし、どちらの経費についても、各自治体が負担することになっている。
- 花巻市においては、令和9年度中に医療機関アプリを導入し、令和10年4月からの運用開始を予定している。

《参考》厚生労働省の資料より引用④

医療機関アプリと予防接種サイトの事務フローイメージ



★医療機関の必要に応じてシステム外で対応する予定

予予・請求システムとの連携方法の違い

	予防接種サイト	医療機関アプリ
使用端末	レセコン端末等 ※オン資NWと接続されている医療機関内の端末	タブレット端末やパソコン ※インターネット接続が可能な端末
提供する機能	予予・請求支払システムと情報連携しており、 ・住民が登録したデジタル予診票の閲覧 ・過去の予防接種記録の閲覧 ・予防接種記録の登録 等を行うことができる。	
使用ネットワーク	オン資NW	インターネット
利用にあたって	オン資NWの接続の整備が必要。 一度接続作業を実施すれば、以後作業が生じることは基本的に想定しない。	医療機関アプリの利用契約は自治体が締結し、アプリ利用料を負担。 医療機関では、インターネットに接続可能な端末を用意する必要あり。

Topics

1. 予防接種事務デジタル化の概要
2. デジタル化した際の運用方法
3. デジタル化に必要なタスクと予予・請求システムとの連携
4. 補助事業と厚生労働省が公開する情報
5. アンケートと今後のスケジュール

端末導入等の補助事業及び 厚生労働省ホームページについて

- 厚生労働省では、デジタル化の推進のため、端末導入等環境整備にかかる費用の補助事業を新規で立ち上げる予定。
- 対象となる経費や補助率等の詳細が入り次第、改めてお知らせいたします。
- その他、厚生労働省では、デジタル化についてのこれまでの情報や過去のセミナー資料等をホームページ上で公開しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/yobou-sesshu/vaccine/digital.html



Topics

1. 予防接種事務デジタル化の概要
2. デジタル化した際の運用方法
3. デジタル化に必要なタスクと予予・請求システムとの連携
4. 補助事業と厚生労働省が公開する情報
5. アンケートと今後のスケジュール

デジタル化対応にかかるアンケートの実施について

- 市では、デジタル化への対応の可否、利用するサービス(予防接種サイトor医療機関アプリ)等についてのアンケートを実施します。
- 本資料と一緒に配布されているアンケート用紙をお持ち帰りいただき、**9月25日(金)**までにFAX、メール等でご提出願います。

今後の大まかなスケジュール

時 期	取 組 内 容
R8年度 8月下旬	・予防接種事務デジタル化説明会(主催:花巻市) - ー 予防接種事務デジタル化に関するアンケート配布 ・国の概算要求資料の公開(補助事業関係)
9月	・アンケート回収(9/25×切) ・国の補助事業が市を通すものであれば補助率等の制度設計
10月	・市の予算要求スタート
～	
3月	・市の令和9年度予算成立
R9年度 上半期	・デジタル化に対応いただく医療機関を対象とした説明会（具体的な事務手続き方法等） ・医療機関アプリの決定。 ・集合契約に関する事務手続き【P19～P20を参照】(令和9年7月～令和10年3月)
下半期	・医療機関アプリの操作研修会等の開催
R10年度 4月	・予防接種のデジタル化スタート ※当面は紙の予診票を併用する形で予防接種事務を実施予定